

官報

号外 平成三十年二月一日

○第百九十六回 参議院会議録第四号

平成三十年二月一日(木曜日)

午後三時三十一分開議

○議事日程 第四号

平成三十年二月一日

午後三時三十分開議

第一 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○本日の会議に付した案件

一、裁判官弾劾裁判所裁判員予備員及び裁判官訴訟委員辞任の件

一、裁判官弾劾裁判所裁判員予備員等各種委員の選挙

一、平成二十九年年度一般会計補正予算(第1号)

一、平成二十九年年度特別会計補正予算(特第1号)

以下 議事日程のとおり

○議長(伊達忠一君) これより会議を開きます。この際、お諮りいたします。

江島潔君から裁判官弾劾裁判所裁判員予備員を、足立信也君から裁判官訴訟委員を、それぞれ辞任したいとの申出がございました。

平成三十年二月一日 参議院会議録第四号

裁判官弾劾裁判所裁判員予備員及び裁判官訴訟委員辞任の件 平成二十九年年度一般会計補正予算(第1号)外一件

いずれも許可することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(伊達忠一君) 御異議ないと認めます。

よって、いずれも許可することに決しました。

○議長(伊達忠一君) この際、欠員となりました裁判官弾劾裁判所裁判員予備員、

裁判官訴訟委員各一名、またあわせて

皇室会議予備議員、

皇室会議予備議員各一名の選挙

を行います。

つきましては、これらの各種委員の選挙は、い

ずれもその手続を省略し、議長において指名する

こととし、また、裁判官弾劾裁判所裁判員予備

員、皇室会議予備議員、皇室経済会議予備議員の

職務を行う順序は、これを議長に御一任願いたい

と存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(伊達忠一君) 御異議ないと認めます。

よって、議長は、

裁判官弾劾裁判所裁判員予備員に赤池誠章君

を、

裁判官訴訟委員に石上俊雄君を、

皇室会議予備議員に浜野喜史君を、皇室経済会議予備議員に森本真治君を、それぞれ指名いたします。

なお、裁判官弾劾裁判所裁判員予備員の職務を行う順序は、赤池誠章君を第三順位といたします。

また、皇室会議予備議員の職務を行う順序は、浜野喜史君を第二順位といたします。

また、皇室経済会議予備議員の職務を行う順序は、森本真治君を第二順位といたします。

○議長(伊達忠一君) この際、日程に追加して、平成二十九年年度一般会計補正予算(第1号)

平成二十九年年度特別会計補正予算(特第1号)

以上両案を一括して議題とすることに御異議ござ

いせんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(伊達忠一君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。予算委員長金

子原二郎君。

〔審査報告書は本号末尾に掲載〕

〔金子原二郎君登壇、拍手〕

○金子原二郎君 ただいま議題となりました平成二十九年年度補正予算二案の審査の経過と結果を御

報告申し上げます。

補正予算二案は、去る一月二十二日に国会に提

出され、二十六日、財務大臣から趣旨説明を聴取

し、衆議院からの送付の後、一月三十一日及び本

日の二日間、安倍内閣総理大臣及び関係各大臣に

対し、質疑を行いました。

質疑は、補正予算編成の意義と今後の財政再建

への取組、災害復旧と防災・減災対策、保育の受

皿整備と少子化対策、防衛大綱の見直しと防衛予

算の構造的課題点、アベノミクスの効果と生活実

感、学校法人への国有地売却問題、働き方改革を

めぐる諸課題、諸外国との経済協議とTPPへの

対応、参議院議員選挙区の合区問題、公職選挙法

の解釈など、多岐にわたりましたが、その詳細は

会議録によつて御承知願いたいと存じます。

質疑を終局し、討論、採決の結果、平成二十九

年度補正予算二案は賛成多数をもつていずれも原

案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊達忠一君) 両案に対し、討論の通告が

ございます。順次発言を許します。難波奨二君。

〔難波奨二君登壇、拍手〕

私は、ただいま議題となりました平成二十九

年度補正予算二案に対し、会派を代表し、反対の立

場から討論を行います。

結局のところ、アベノミクスは、金融緩和による円安と株高で輸出型の大企業に内部留保を積み上げ、富裕層に資産効果の恩恵を与えているだけにすぎないのです。

一握りの人々のみ恩恵をもたらそうとする安倍政権から、額に汗して働く国民のための政治を取り戻す決意を申し上げ、以下、本補正予算に反対する理由を申し述べます。

第一の理由は、まず規模ありきの公共事業ばかりまき予算となっている点であります。

安倍総理自身、平成二十九年年度補正予算の編成に当たっては、災害復旧を強調しました。ところが、災害復旧等とされている予算は、総額二・七兆円のうち、僅か〇・三兆円にすぎません。

ところが、補正予算の編成が始まるや否や、公共事業は一兆円超などと言葉部から声が上がります、政府はその要求に満額回答で応え、一兆四千億円の公共事業費を本補正予算に計上しております。まず金額の話が出る辺りを見ても、内容の精査なく規模ありきで公共事業予算が編成されたことは明らかであります。

もちろん、災害対策など真に必要な公共事業があることは当然ですが、本補正予算における事業内容を見ると、利権の温床との批判も多い土地改良事業に一千四百億円が計上されるなど、ばらまきとのそりを免れないものが多々紛れ込んでおります。現在の我が国に政策効果の乏しい事業への予算を措置する余裕は全くありません。にもかかわらず、不要不急のばらまきを続ける時代錯誤の予算を容認することはできません。

第二の理由は、危機的な状況にある我が国の財政を顧みない予算となっている点であります。

本補正予算の財源は、二十八年度の剰余金四千億円及び二十九年度の国債費の不用見込額一兆円のほか、建設国債一兆二千億円の追加発行などとなっております。

しかしながら、国、地方の長期債務残高が対GDP比で二〇〇％近くに達し、先進国の中で最悪の財政状況に鑑みれば、剰余金の全額を国債償還に充てることも検討すべきであります。かつて昭和四十年代中葉まで、補正予算で国債発行の減額が図られていたことを思い起こすべきときであります。

また、国債費については、実勢金利がほぼゼロ％となっている中、二十九年度当初予算で想定金利を一・一％と相対的に高めに見込んだことで不用が出ており、補正を見越した当初予算の無駄積みであったことは明白であります。それでもなお建設国債の追加発行が必要になったのは、多額の不要不急の事業が含まれているからであります。

このように、安倍内閣の財政に関する認識は全く危機感を欠いており、将来世代の負担を思えば、本補正予算に反対することは当然であります。

第三の理由は、補正予算編成の要件とされる緊要性に欠ける点であります。

財政法第二十九条は、補正予算で政策経費を追加する場合、当初予算作成後に生じた事由に基づく緊要性を要件としております。しかしながら、本補正予算における歳出の中身を見ると、インバウンド型クールジャパン推進事業五十九億円、訪日プロモーションの展開三十九億円など、本年度当初予算編成時にその要否が判断できたであろう

政策経費が潜り込んでいます。

このような経費について政府が真に必要と考えるならば、当然、当初予算に計上し、十分な国会審議を行うべきであります。

さらに、当初予算と重複する事業や、毎年補正予算のみに計上されている事業などもあり、補正予算が本予算のばらまきの隠れみものとなっている点も看過できません。

本補正予算は、財政法という予算編成の基本法規に反しているばかりか、財政規律を弛緩させるものにほかなりません。

第四の理由は、増え続ける防衛関係費に対する精査が不十分な予算となっている点であります。

近年、安全保障環境の変化などを背景に防衛関係費の増加が続いておりますが、本補正予算でも、弾道ミサイル攻撃への対応などを理由に、補正予算としては過去最高の二千三百億円が追加されております。朝鮮半島情勢の緊張を見れば我が国の備えを強化することは必要ですが、その際、FMSに関する会計検査院の厳しい指摘等も踏まえ、費用を精査しなければならぬのは当然であります。

にもかかわらず、近隣国が懸念を表明する中、政府が二基の導入を閣議決定した陸上型イージスシステムについては、米国からの情報等取得費だけで二十八億円が本補正予算に計上されているほか、政府の試算では今後一基当たり一千億円もの費用が掛かるとされており、トランプ大統領の歓心を買うための大盤振る舞いと言わざるを得ません。

国民の不安に付け込んだ水膨れ予算に賛成することは到底できないのであります。

以上、平成二十九年年度補正予算二案に反対する主な理由を申し述べました。

今、我が国に求められているのは、国民一人一人の暮らしを真に豊かにする政治であります。安倍総理は、口では財政出動に頼らないと言いつつも、結局旧態依然のばらまきを人づくり革命、生産性革命との名の下に繰り返しているのです。このような補正予算の常態化は、更なる財政の硬直化を、次世代への負担増を招くばかりか、到底容認できません。

財政規律を重視し、自然災害など特別な理由がない限り補正予算は編成せず、総合予算主義にのっとった当初予算のみの予算編成とすべきであることを申し述べて、私の反対討論を終わります。

ありがとうございます。(拍手)

○議長(伊達忠一君) 二之湯武史君。

(二之湯武史君登壇、拍手)

○二之湯武史君 自由民主党の二之湯武史でございます。

私は、自民・公明を代表いたしまして、ただいま議題となりました平成二十九年年度補正予算二案について、賛成の立場から討論いたします。

我が国は、今、かつて経験したことがない困難に直面しています。それは、国内においては、急速な少子高齢化、人口減少、また地方の疲弊、台風や火山噴火など頻発する自然災害、また、国外においては、北朝鮮の核・ミサイル開発など安全保障環境の激化であります。

また、我々は、今、国内市場の成熟化、国民の価値観やライフスタイルの多様化、またICT、

AIといった技術革新によって、これまでの暮らし方や働き方が抜本的に変化をする、そういう時代を生きております。

本補正予算案は、この国難を突破し、そしてこの変化に果敢に対応するための予算であり、一日も早い成立と着実な実行こそが国民が望んでいることであります。

以下、本補正予算案に賛成する主な理由を申し上げます。

第一に、国民の生命、安全、安心を守り抜くための防衛、災害復旧復興に関する緊急性の高い予算が計上されている点です。

北朝鮮による弾道ミサイル開発やE・Z内違法操業など、一層厳しさを増す我が国周辺の安全保障環境等への対応は待ったなしです。本補正予算案では、イージス・アショアの速やかな配備など弾道ミサイル攻撃対応のための経費や、海上保安庁巡視船艇の増強などの経費を計上しています。

また、先月二十三日には草津白根山が突如噴火し、訓練中の自衛隊員の方が尊い命を落とされました。謹んで御冥福をお祈り申し上げます。

一昨年の熊本地震、昨年の台風二十一号のように、我が国は自然災害の脅威と直面しながら暮らしていかねばならない国土であり、常日頃から対応を怠りなく進めていかねばなりません。本補正予算案では、九州北部豪雨や熊本地震等により被災した施設等の復旧経費や緊急点検等を踏まえた自然災害リスクが高い河川等の防災、減災のための経費など、緊急かつ不可欠な予算が組まれています。

まさに、国民の生命、安全、安心を守り抜く補正予算案であると断言できます。

第二に、我が国が豊かで活力ある国家であり続けるための生産性革命、人づくり革命に向けた予算が盛り込まれている点です。

激しいグローバル競争の中で、人口減少、そして国内の市場成熟化という課題に直面する我が国が、引き続き経済活力を維持しイノベーションを生む国であり続けるためには、ITなどの生産力向上につながる設備投資を進めることが必要です。この本補正予算案でも、中小・小規模事業者の生産性革命に向けた設備投資やITの導入を支援する事業などの経費が計上されています。

同時に、設備投資だけではなく、生産性向上の鍵を握る、人に着目した政策が重要であり、これが人づくり革命であります。子育て世代が直面している待機児童問題を早期解消するための保育の受皿整備などの経費が計上されていることは、時宜を得ております。

ただ、人づくり革命は、教育の無償化や保育の受皿整備のみならず、AIやIoTが標準インフラとなる時代を見据えた幼児教育、義務教育、また中等高等教育の質の抜本的向上や授業や学びの在り方の根本的改革を加速化させ、それを通じて生産性革命につなげていくという視点が不可欠であります。

今後、このような視点から、生産性革命と人づくり革命が更に強力に展開されることを強く期待しつつ、その道を開いた本補正予算案を高く評価したいと考えております。

第三に、TPPや日EU・EPAの発効を見据

え、我が国の農林水産業の競争力等を強化するための施策が講じられている点であります。自由貿易体制を堅持しつつ、自由で公正なルールに基づく二十一世紀型の経済秩序を我が国の成長に取り込むためには、TPPなどを進めなければなりません。

一方で、自由貿易は万能ではありません。行き過ぎれば単なる弱肉強食の論理であり、政府の適切な介入等による公益の実現という観点も必要であります。

その点、本補正予算案では、特に輸入増による影響などに不安を抱いておられる農林水産業に従事する方々の懸念を払拭する視点が盛り込まれ、将来に夢や希望を持って農林水産新時代を切り開くことのできる事業がTPPなどの発効を待たずに展開されることとなっています。まさに農林水産業に携わる皆様に寄り添った補正予算案であると言えるでしょう。

最後に、これらの施策のための財源を既定予算の減額とバランスの取れた建設公債の発行によって捻出しており、しかも、補正予算案に組み込まれた施策は、生産性革命、人づくり革命につながるものであることを申し添えておきたいと思っております。

以上、これらの施策は、国民の皆さんの生命や安全、安心を確保し、我が国の持続可能な経済発展を技術と人によって可能にする予算案であります。一日も早く執行が実現されるよう、議員の皆さんからの御賛同をお願い申し上げます。私の賛成討論といたします。

ありがとうございました。(拍手)

○議長(伊達忠一君) 山添拓君。

(山添拓君登壇、拍手)

○山添拓君 日本共産党を代表し、二〇一七年度第一次補正予算案に反対の討論を行います。

初めに、沖縄をめぐって安倍政権が発した驚くべき暴言について、抗議を込めて指摘します。

先月二十五日、衆議院本会議で我が党の志位委員長が相次ぐ米軍機の事故やトラブルについて質問した際、松本内閣府副大臣が、それで何人死んだんだとやじを飛ばしました。凄惨な地上戦にさらされ、長いアメリカ占領時代を経て日本に復帰し、なおも基地の危険と負担を余儀なくされてきた沖縄県民の痛みと苦しみ、その歴史をどこまで踏み付けにするのでしょうか。

辞任で済まされる話ではありません。地元の新聞が「にじむ国の本音とタイトル」を付け報じたように、安倍政権の姿勢そのものが問われています。

総理は、安全確保は大前提と言いますが、米軍は沖縄全土で事故を繰り返しています。ところが、日本の警察は現場に立ち入ることすらできず、航空機の安全規制も特例法で適用除外。原因究明も再発防止もままならない、まさに主権侵害です。沖縄の人々に寄り添うというなら、事故を起こした全機種の飛行停止を米軍に求め、航空法特例法は廃止すべきです。普天間基地の返還が待たなしというなら、無条件の返還を求めるべきです。海兵隊を強化し固定化する辺野古新基地建设は中止すべきであることを強く求めるものです。

本補正予算案のうち、九州北部での豪雨災害や台風被害、熊本地震などの復旧対策費については、緊急かつ必要な支出です。

私は、昨年末、福岡県朝倉市、添田町、東峰村、大分県日田市を訪れました。土砂と流木に押し流され、元の姿が想像できないほどの深刻な被害に見舞われた谷合いの集落があり、一刻も早い住宅、なりわいの再建が求められています。

一方、この地域のJR日田彦山線は復旧作業すら行われていません。レールがさび、草がぼうぼうの様子を見るたび、見捨てられたような気がするという声は痛切なものです。JR九州は、復旧費用を精査するでもなく、単独では負担できないと言います。営利ばかりを優先し、災害を奇貨として自治体に負担を押し付け、さもなければ鉄道の廃止などという態度は許されません。まず復旧をとという地域の願いに政府が適切に対応するよう強く求めます。

本案に反対する最大の理由は軍事費です。

財政法上、補正予算による支出は、予算作成後に生じた事由に基づき特に緊要となった経費に限られます。ところが、第二次安倍政権発足以降、毎年、戦闘機、護衛艦、ミサイルなどの購入経費を補正予算に盛り込むことが常態化しています。補正予算の趣旨にも反し、本予算と一体に軍事費を肥大化させるものです。

本案における軍事費は二千三百四十五億円。その実に八割が兵器調達の歳出化前倒し、すなわち既に発注し分割払で後の負担としていた分の前払です。緊急性など認められません。

加えて、新規の兵器購入も計上され、補正後の総額で二兆三千二百六十七億円もの新たな後年度負担を生み出そうとしています。継続分を含めた後年度負担の残高は、一九年度以降で五兆七百六十八億円に上ります。オスプレイやF35、無人偵察機など、高額兵器をアメリカの言い値で爆買し、国民負担を膨らませるゆがんだ予算をいつまで続けるつもりでしょうか。

安倍政権は、北朝鮮問題への対応を口実に軍拡を進めてきました。

本案には、能力向上型迎撃ミサイル、PAC3 M.S.Eの調達、弾道ミサイル防衛システム関連経費、二基二千億円以上というイージス・アショアの調査費が含まれています。さらに、一八年度予算案では長距離巡航ミサイルの導入経費まで計上していますが、これは、政府が憲法の趣旨から持つことができないとしてきた、他国に攻撃的な脅威を与える兵器にほかなりません。敵基地攻撃能力の保有は断じて許されません。

一九九四年の北朝鮮危機をアメリカ国防長官として対応したウィリアム・ペリー氏は、当時、巡航ミサイルによる核施設の破壊を計画したといいますが、しかし、北朝鮮が反撃すればより大きな惨禍へとエスカレートすると予測し、外交手段を選択し、それが成功した。今日、軍事的手段を行わない理由は当時よりずっと大きいと述べています。ペリー氏の教訓にこそ学ぶべきです。

北朝鮮問題への対応は、経済制裁と一体に、對話による平和的解決を目指すべきであります。今政府が行うべきは、巨額の軍事費で際限のない軍拡に突き進むことではありません。格差と貧困を是正するため、医療や介護、年金、子育てや教育、国民生活に密着する施策に必要な予算を投じる政治への転換こそが求められています。

アベノミクスの五年間、日銀マネーや年金資金の投入で株価が二倍につり上げられ、大企業と富裕層がかつてない利益を上げました。大企業の内部留保は四百兆円を超え、超富裕層の資産は三倍にもなっています。しかも、株式譲渡益への低い税率により、税負担は大幅に軽減されています。

一方で、消費税が増税され、働く人の実質賃金は年額で十五万円も減り、実質消費支出は二十万円も減少しました。格差と貧困の広がりは明らかです。

ところが、総理は代表質問で、こうした客観的事実さえ認めようとせず、アベノミクスで景気は回復、貧困、格差を拡大させたとの指摘は当たらないと開き直っています。

来年度予算案で低所得世帯の生活水準が下がったことを理由に生活保護をカットしようとしていますが、そのこと自体、貧困が改善という政府の宣伝が偽りであることを示しているではありませんか。

働き方改革の目玉とされる高度プロフェッショナル制度は、労働者が望まない残業代ゼロ制度です。総理は、健康を確保しつつ意欲や能力を発揮できる柔軟な働き方などと言いますが、二十四時間、休憩もなく、深夜もお構いなしの働き方で、どうやって健康を確保するというのでしょうか。裁量労働制の拡大、過労死ラインの合法化とともに、長時間労働の是正と相入れない働かせ方の大改悪であることは明らかです。

税金の集め方と使い方を抜本的に改め、八時間働けば普通に暮らせる社会への変革が必要です。それは、憲法を生かした政治の実現にはかなりません。

昨年三月のNHK世論調査では、憲法九条が日本の平和と安全に役立っていると答えた方が初めて八割を超えました。ところが、総理は、戦後の平和は自衛隊と日米同盟の抑止力があつたからだと強弁し、九条の価値を殊更軽視をしています。この上、国民の多数が望まない改憲を進めるなど、もつてのほかです。

市民と野党の共同の力で、九条改憲発議を許さず、憲法に基づく政治への転換に全力を挙げる決意を申し上げ、反対討論といたします。(拍手)

○議長(伊達忠一君) 片山大介君。

(片山大介君登壇、拍手)

○片山大介君 日本維新の会の片山大介です。

私は、我が党を代表して、平成二十九年年度一般会計補正予算案及び平成二十九年年度特別会計補正予算案の二案に対し、賛成の立場から討論いたします。

今回の補正予算は、台風二十一号や九州北部豪雨などの災害復旧費が計上されているほか、生産性革命、人づくり革命、TPP関連予算、国民の安全確保に向けた自衛隊の運用体制の確保などについて措置を講ずるものと理解しています。

特に、激甚災害にも指定された台風二十一号では、この措置によつて復旧復興が進むことを期待しています。

また、中小河川における水害により、流木被害が多発し、二次災害を引き起こす危険性に対する間伐などの森林整備による治山対策や、水位の監視強化などの治水対策に対して、緊急的、集中的に推進することについては重要な取組であると評価しています。

こうした点を踏まえ、今回の補正予算については賛成をするものであります。

しかし、今回の補正予算案について、もう手を挙げて賛成ではないことをこの場で指摘させていただきます。以下、以下の点を指摘させていただきます。

まず、何より、補正予算が常態化されることについての懸念です。

御存じのように、本来であれば、補正予算は財政法二十九条において、国の義務に属する経費の不足を補うほか、予算作成後に生じた事由に基づき特に緊要となった経費の支出に限り増額補正ができることと規定されています。

今回はその趣旨から外れているものもあります。

例えば総務省関連では、マイナンバーカードに名前の旧姓を併記するためのシステム改修で百億円が計上されました。二十八年度の補正予算でも計上され、合わせると実に二百億円近くに上ります。幾ら何でもこれはお金を掛け過ぎです。マイナンバー制度は開始からまだ二年しかたっていないのに、そして、マイナンバーカードの普及率も一〇%ほどにとどまっているにもかかわらずです。

当初予算を厳しいシーリングで抑制しても、このような形で堂々と補正に計上するのはおかしいと思います。本来なら当初予算に計上すべきで、それを補正に付け替える、そして、当初予算案の規模を小さく見せ、財政再建を演出しているのではないかと勘ぐりたくもなります。

去年の補正予算の議論においても日本維新の会として指摘しましたが、このような補正予算が常態化していることは問題であり、財政規律の確保を改めて強く求めます。

続いて、各事業の経済効果、そして費用対効果を実効に考えていただきたい、そう思います。

例えばTTP関連予算について言えば、TTPへのアメリカの参加が不透明ではありますが、アメリカの加盟を前提にしたアメリカ産農産物の輸入増対策を中心に三千四百六十五億円が計上されています。

輸入増に対抗できるよう、農地の大区画化、水田の畑地化といった公共事業が盛り込まれていますが、平成二十七年補正予算でも三千二百二十二億円、また、二十八年度補正予算では三千四百五十三億円が計上され、既に執行段階に入っています。今年度は過去最大の補正予算が計上されており、三年にわたり補正予算として計上されているわけです。

かつて、ガット・ウルグアイ・ラウンドにおいて、八年間で総額六兆円の対策予算が投じられたにもかかわらず、商業施設や温泉の建設などに使われた苦い経験もあります。

多額のお金を投入するのであるから、農業生産性の向上に資するように使っていただくことを強く求めます。

そして、三点目は、財政健全化に逆行した建設国債の追加発行に対する懸念です。

政府は、財政健全化の旗は決して下ろさないと言いますが、行動がまだ一致していません。二〇二〇年度のプライマリーバランス黒字化目標の達成が困難となる中、本来であれば減額補正を行って財政健全化につなげるべきです。にもかかわらず、建設国債を追加的に発行した上で歳出を増やすようでは、財政規律は緩む一方です。

国際公約にもなっているプライマリーバランス黒字化目標の達成が困難な状況を重く受け止めるべきです。国際的な信用低下を招くことのないよう、財政悪化に歯止めを掛ける努力をもっと行うべきです。

徹底した歳入出改革、身を切る改革なしに財政再建の道は開かれませんが、財政規律を欠いたままの財政運営の結果、公債残高は増加の一途をたどり、財政赤字は深刻な状況になっています。

我が党は、身を切る改革、徹底行革、地方分権、統治機構改革を掲げています。

我々は、国会議員一人一人が歳費の手取り二割相当に当たる毎月十八万円を党費として納め、党を通じて災害被災地への寄附を欠かさず行っています。九州北部豪雨の被害に遭った福岡朝倉市、東峰村、大分日田市にも訪問し寄附金を届けており、現在までに各地に届けた寄附金は延べ四千万円を超えました。

身を切る改革を口先だけでなく行動で示しています。是非、与党、野党の議員におかれましても

同様の取組を広げていただきたいと、そう思います。

以上、指摘した問題点について、今後迅速かつ誠実な対応を取ることを政府・与党に対して強く要望し、苦渋の決断ではありますが、我が党は、平成二十九年一般会計補正予算案及び平成二十九年特別会計補正予算案の二案に賛成いたします。

御清聴ありがとうございました。(拍手)
○議長(伊達忠一君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(伊達忠一君) これより両案を一括して採決いたします。

両案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(伊達忠一君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(伊達忠一君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百三十二

賛成 百六十

反対 七十二

よって、両案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(伊達忠一君) 日程第一 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法の一部を改正する法律案(衆議院提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。東日本大震災復興特別委員長江島潔君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔江島潔君登壇、拍手〕

○江島潔君 ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、平成三十年二月二十二日までとなつてゐる株式会社東日本大震災事業者再生支援機構が支援決定を行うことができる期間について、東日本大震災の被災地域の復興の状況に鑑み、当該期間を平成三十三年三月三十一日まで延長しようとするものであります。

委員会におきましては、提出者衆議院東日本大震災復興特別委員長谷公一君より趣旨説明を聴取した後、討論に入りましたところ、希望の会(自由・社民)の山本太郎委員より反対、日本共産党の紙智子委員より賛成の旨の意見がそれぞれ述べられました。

討論を終了し、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊達忠一君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(伊達忠一君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(伊達忠一君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百三十五

賛成

二百三十四

反対

一

よつて、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(伊達忠一君) 本日はこれにて散会いたします。

午後四時十五分散会

出席者は左のとおり。

議長	伊達 忠一君
副議長	郡司 彰君

議員	高木かおり君	平木 大作君
新妻 秀規君	大沼みずほ君	
片山 大介君	竹内 真二君	
里見 隆治君	小野田紀美君	
石井 苗子君	伊藤 孝江君	
三浦 信祐君	熊野 正士君	
小川 克巳君	清水 貴之君	
高瀬 弘美君	佐々木さやか君	

河野 義博君	宮崎 勝君	平野 達男君	片山さつき君
石田 昌宏君	藤巻 健史君	石井 準一君	松村 祥史君
儀間 光男君	杉 久武君	山本 順三君	松山 政司君
秋野 公造君	竹谷とし子君	世耕 弘成君	林 芳正君
石川 博崇君	石井 正弘君	衛藤 晟一君	藤井 基之君
井原 巧君	浅田 均君	山谷えり子君	山本 一太君
石井 章君	横山 信一君	武見 敬三君	岡田 直樹君
谷合 正明君	矢倉 克夫君	吉田 博美君	山田 修路君
若松 謙維君	水落 敏栄君	山口 和之君	平山佐知子君
野上浩太郎君	片山虎之助君	伊波 洋一君	松川 るい君
東 徹君	室井 邦彦君	藤木 眞也君	宮島 喜文君
浜田 昌良君	山本 香苗君	渡辺 喜美君	藤末 健三君
山本 博司君	西田 実仁君	糸数 慶子君	渡辺美知太郎君
山口那津男君	魚住裕一郎君	山田 宏君	そのだ修光君
中川 雅治君	上月 良祐君	井上 義行君	阿達 雅志君
高橋 克法君	長峯 誠君	渡邊 美樹君	滝沢 求君
山下 雄平君	自見はなこ君	滝波 宏文君	柘植 芳文君
こやり隆史君	佐藤 啓君	堂故 茂君	豊田 俊郎君
進藤金日子君	徳茂 雅之君	中泉 松司君	二之湯武史君
中西 哲君	今井絵理子君	羽生田 俊君	高階恵美子君
朝日健太郎君	青山 繁晴君	中西 祐介君	宇都 隆史君
足立 敏之君	和田 政宗君	上野 通子君	岩井 茂樹君
古賀友一郎君	太田 房江君	磯崎 仁彦君	石井 浩郎君
大野 泰正君	北村 経夫君	青木 一彦君	関口 昌一君
酒井 庸行君	島田 三郎君	西田 昌司君	塚田 一郎君
島村 大君	高野光二郎君	二之湯 智君	野村 哲郎君
大家 敏志君	中西 健治君	松下 新平君	福岡 資麿君
赤池 誠章君	江島 潔君	猪口 邦子君	橋本 聖子君
渡辺 猛之君	三原じゅん子君	愛知 治郎君	宮沢 洋一君
藤川 政人君	長谷川 岳君	岡田 広君	有村 治子君
末松 信介君	磯崎 陽輔君	金子原二郎君	鶴保 庸介君
佐藤 正久君	牧野たかお君	柳本 卓治君	木村 義雄君

七

同日内閣から、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第十五条の規定に基づき同法の施行状況に関する報告を受領した。去る一月二十九日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

辞任

足立 敏之君

補欠

中野 正志君

小野田紀美君

山田 宏君

中西 哲君

舞立 昇治君

宮崎 勝君

杉 久武君

山添 拓君

山下 芳生君

決算委員

辞任

杉 久武君

補欠

宮崎 勝君

議院運営委員

辞任

中野 正志君

補欠

足立 敏之君

舞立 昇治君

中西 哲君

山田 宏君

小野田紀美君

井上 哲士君

山添 拓君

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

介護報酬の書面請求の廃止が訪問診療に及ぼす影響に関する質問主意書(田村智子君提出)(第五号)

イギリス・アシアの用途に関する質問主意書(山本太郎君提出)(第六号)

同日議長は、ツヴェタ・カラヤンチェヴァ・ブルガリア共和国国民議会議長より、同議長のブルガリア共和国国民議会議長就任に際し発送した祝辞に対する礼状を接受した。

同日議長は、天皇誕生日に際し、次の各国議会議長より祝辞を接受するとともに、これに対し、各国議会議長宛礼状を発送した。

アルメニア共和国 アラ・バプロヤン国民議会議長

モルドバ共和国 アンドリアン・カンドウ議会議長

ポーランド共和国 スキ上院議長

ベラルーシ共和国 ミハイル・ヴラジミロヴィチ・ミヤスニコヴィチ共和国院議長

ウクライナ アンドリ・ヴォロディミロヴィチ・パルビー最高会議議長

一昨一月三十日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

国家基本政策委員

辞任

小川 敏夫君

補欠

大島九州男君

予算委員

辞任

元榮太一郎君

補欠

片山さつき君

石橋 通宏君

森本 真治君

大島九州男君

小川 敏夫君

大野 元裕君

浜野 喜史君

大門実紀史君

井上 哲士君

山下 芳生君

岩淵 友君

山本 太郎君

木戸口英司君

片山さつき君

元榮太一郎君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

東日本大震災復興特別委員

辞任

櫻井 充君

補欠

斎藤 嘉隆君

同日衆議院から次の議案が提出された。よって議長は即日これを東日本大震災復興特別委員会に付託した。

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法の一部を改正する法律案(衆第一号)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを予算委員会に付託した。

平成二十九年年度一般会計補正予算(第一号)(閣予第一号)

平成二十九年年度特別会計補正予算(特第一号)(閣予第二号)

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。よって議長は即日これを東日本大震災復興特別委員会に付託した。

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法の一部を改正する法律案(東日本大震災復興特別委員長提出(衆第一号))

同日議長は、次の委員派遣承認要求を承認した。委員派遣承認要求書

一、目的 平成三十年年度総予算の審査に資するため

一、派遣委員

金子原二郎 石井 準一

宇都 隆史 高野光二郎

二之湯武史 丸川 珠代

川合 孝典 難波 奨二

横山 信一 辰巳孝太郎

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを予算委員会に付託した。

平成二十九年年度一般会計補正予算(第一号)(閣予第一号)

平成二十九年年度特別会計補正予算(特第一号)(閣予第二号)

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。よって議長は即日これを東日本大震災復興特別委員会に付託した。

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法の一部を改正する法律案(東日本大震災復興特別委員長提出(衆第一号))

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを予算委員会に付託した。

平成二十九年年度一般会計補正予算(第一号)(閣予第一号)

平成二十九年年度特別会計補正予算(特第一号)(閣予第二号)

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。よって議長は即日これを東日本大震災復興特別委員会に付託した。

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法の一部を改正する法律案(東日本大震災復興特別委員長提出(衆第一号))

同日議長は、次の委員派遣承認要求を承認した。委員派遣承認要求書

一、目的 平成三十年年度総予算の審査に資するため

一、派遣委員

金子原二郎 石井 準一

宇都 隆史 高野光二郎

二之湯武史 丸川 珠代

川合 孝典 難波 奨二

横山 信一 辰巳孝太郎

元榮太一郎 伊藤 孝恵
浅田 均 山本 太郎
薬師寺みちよ

一、派遣地 京都府 大阪府

一、期間 二月十九日及び二十日の二日間

一、費用 概算九九五、七三〇円

右のとおり議決した。よって参議院規則第八十条の二により承認を求めます。

平成三十年一月二十九日

参議院議長 伊達 忠一殿

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員有田芳生君提出日朝交渉に関する質問に対する答弁書(第一号)

参議院議員有田芳生君提出日本の沿岸に漂着した漁船等に関する質問に対する答弁書(第二号)

参議院議員有田芳生君提出ストックホルム合意における「日本人に関する全ての問題」に関する質問に対する答弁書(第三号)

参議院議員吉川沙織君提出働き方改革関連束ね法案に関する質問に対する答弁書(第四号)

同日内閣から、特別会計に関する法律第十九条第二項の規定による平成二十八年年度特別会計財務書類を受領した。

昨一月三十一日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

石井 準一君

補欠

こやり隆史君

山東 昭子君

青山 繁晴君

高野光二郎君

佐藤 啓君

総務委員

辞任

こやり隆史君

補欠

石井 準一君

外交防衛委員

辞任

佐藤 啓君

補欠

高野光二郎君

厚生労働委員

辞任

自見はなこ君

補欠

鴻池 祥肇君

経済産業委員

辞任

青山 繁晴君

補欠

山東 昭子君

国土交通委員

辞任

朝日健太郎君

補欠

二之湯武史君

高瀬 弘美君

山口那津男君

竹内 真二君

浜田 昌良君

環境委員

辞任

鴻池 祥肇君

補欠

自見はなこ君

二之湯武史君

朝日健太郎君

浜田 昌良君

竹内 真二君

国家基本政策委員

辞任

大島九州男君

補欠

小川 敏夫君

予算委員

辞任

片山さつき君

補欠

小野田紀美君

小川 敏夫君

大島九州男君

浜野 喜史君

藤田 幸久君

森本 真治君

熊野 正士君

井上 哲士君

岩淵 友君

木戸口英司君

浜口 誠君

神本美恵子君

杉尾 秀哉君

山本 香苗君

田村 智子君

武田 良介君

山本 太郎君

決算委員

辞任

浜口 誠君

補欠

大野 元裕君

行政監視委員

辞任

神本美恵子君

補欠

藤田 幸久君

議院運営委員

辞任

小野田紀美君

補欠

片山さつき君

田村 智子君

井上 哲士君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

東日本大震災復興特別委員

辞任

斎藤 嘉隆君

補欠

櫻井 充君

同日委員長から次の報告書が提出された。

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法の

一部を改正する法律案(衆第一号)審査報告書

同日議員から次の質問主意書が提出された。

米軍北部訓練場の返還跡地の支障除去等に関する

質問主意書(衆数慶子君提出(第七号))

在沖縄米軍の航空機事故等に関する質問主意書

(衆数慶子君提出(第八号))

本日委員長から次の報告書が提出された。

平成二十九年一般会計補正予算(第一号)及び

平成二十九年特別会計補正予算(特第一号)審

査報告書

審査報告書

平成二十九年一般会計補正予算(第一号)

平成二十九年特別会計補正予算(特第一号)

右は多数をもって可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

平成三十年二月一日

予算委員長 金子原二郎

参議院議長 伊達 忠一殿

要領書

一、委員会決定の理由

平成二十九年一般会計補正予算(第一号)

は、歳出において、(1)生産性革命・人づくり

革命、(2)災害復旧等・防災・減災事業、(3)

総合的なTPP等関連政策大綱実現に向けた施

策、(4)その他喫緊の課題等への対応、(5)国

債整理基金特別会計への繰入の合計で二兆八千

九百六十四億九千九百三十三万八千の追加を行

い、他方、既定経費の減額により、一兆二千四

百十六億四千七百七十九万六千の修正減少を行

うこととしている。歳入においては、前年度剰

余金受入三千七百四十三億四千九百九十万円を

計上するとともに、税外収入九百五十六億二千

八百二十四万二千円の増収を見込むほか、公債

金については、「財政法」第四条第一項ただし書

の規定による公債の増発一兆千八百四十八億円

を行うこととしている。

この結果、平成二十九年一般会計予算の総

額は、歳入歳出ともそれぞれ一兆六千五百四十

七億七千八百四十四万二千円増額され、九十九兆

千九百四十四億八千七百五十五万二千円となる。

平成二十九年特別会計補正予算(特第一号)

は、国債整理基金特別会計等八特別会計につい

て、所要の補正を行うこととしている。

右の措置は、当初予算作成後に生じた事由に

基づき、特に緊要となつたものについての予算

措置であり、おおむね妥当なものと認める。

平成二十九年一般会計補正予算(第一号)

右は本院において可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成三十年一月三十日

衆議院議長 大島 理森

参議院議長 伊達 忠一殿

平成二十九年特別会計補正予算(特第一号)

右は本院において可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成三十年一月三十日

衆議院議長 大島 理森

参議院議長 伊達 忠一殿

審査報告書

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法
の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。

平成三十年一月三十一日

東日本大震災復興
興特別委員長 江島 潔

参議院議長 伊達 忠一殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、東日本大震災の被災地域の復興
の状況に鑑み、東日本大震災によつて被害を受
けたことにより過大な債務を負っている事業者
であつて、被災地域においてその事業の再生を
図ろうとするものに対し、その再生を支援する
ため、株式会社東日本大震災事業者再生支援機
構が支援決定を行うことができる期間を延長す
るものであり、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法律施行に伴い、別に費用を要しない。

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法
の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

平成三十年一月三十日

衆議院議長 大島 理森

参議院議長 伊達 忠一殿

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構
法の一部を改正する法律

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法
(平成二十三年法律第百十三号)の一部を次のよう
に改正する。

第十九条第七項中「五年以内」を「平成三十三年
三月三十一日までの期間内」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

投票者氏名

平成二十九年年度一般会計補正予算(第1号)

平成二十九年年度特別会計補正予算(特第1号)

賛成者氏名

一六〇名

足立 敏之君 阿達 雅志君
愛知 治郎君 青木 一彦君
青山 繁晴君 赤池 誠章君
朝日健太郎君 有村 治子君
井上 義行君 井原 巧君
石井 準一君 石井 浩郎君
石井 正弘君 石井みどり君
石田 昌宏君 磯崎 仁彦君
磯崎 陽輔君 猪口 邦子君
今井絵理子君 岩井 茂樹君
宇都 隆史君 上野 通子君
江島 潔君 衛藤 晟一君
小川 克巳君 小野田紀美君
尾辻 秀久君 大家 敏志君
大沼みずほ君 大野 泰正君
太田 房江君 岡田 直樹君
岡田 広君 片山さつき君

金子原二郎君 木村 義雄君
北村 経夫君 こやり隆史君
古賀友一郎君 上月 良祐君
佐藤 啓君 佐藤 信秋君
佐藤 正久君 酒井 庸行君
山本 昭子君 自見はなこ君
島田 三郎君 島村 大君
進藤金日子君 末松 信介君
関口 昌一君 そのだ修光君
高階恵美子君 高野光二郎君
高橋 克法君 滝沢 求君
滝波 宏文君 武見 敬三君
柘植 芳文君 塚田 一郎君
鶴保 庸介君 堂故 茂君
徳茂 雅之君 豊田 俊郎君
中泉 松司君 中曾根弘文君
中西 健治君 中西 哲君
中西 祐介君 中野 正志君
長峯 誠君 二之湯 智君
二之湯武史君 西田 昌司君
野上浩太郎君 野村 哲郎君
羽生田 俊君 長谷川 岳君
馬場 成志君 橋本 聖子君
平野 達男君 福岡 資麿君
藤井 基之君 藤川 政人君
藤木 眞也君 古川 俊治君
舞立 昇治君 牧野たかお君
松川 るい君 松下 新平君
松村 祥史君 丸川 珠代君
丸山 和也君 三木 亨君
三原じゅん子君 三宅 伸吾君
水落 敏栄君 溝手 顕正君

宮沢 洋一君 宮島 喜文君
宮本 周司君 森 まさこ君
森屋 宏君 山下 雄平君
山崎 正昭君 山田 俊男君
山田 修路君 山田 俊男君
山田 宏君 山谷えり子君
山本 一太君 山本 順三君
吉川ゆうみ君 吉田 博美君
和田 政宗君 渡辺 猛之君
渡辺美知太郎君 渡邊 美樹君
秋野 公造君 伊藤 孝江君
石川 博崇君 魚住裕一郎君
河野 義博君 熊野 正士君
佐々木さやか君 里見 隆治君
杉 久武君 高瀬 弘美君
竹内 真二君 竹谷とし子君
谷合 正明君 新妻 秀規君
西田 実仁君 浜田 昌良君
平木 大作君 三浦 信祐君
宮崎 勝君 矢倉 克夫君
山口那津男君 山本 香苗君
山本 博司君 横山 信一君
若松 謙維君 浅田 均君
東 徹君 石井 章君
石井 苗子君 片山 大介君
片山虎之助君 儀間 光男君
清水 貴之君 高木かおり君
藤巻 健史君 室井 邦彦君
アトニオ猪木君 薬師寺みちよ君
平山佐知子君 藤末 健三君
山口 和之君 渡辺 喜美君

反対者氏名

七二名

足立 信也君	相原久美子君
伊藤 孝恵君	石上 俊雄君
石橋 通宏君	磯崎 哲史君
小川 敏夫君	大島九州男君
大塚 耕平君	神本美恵子君
川合 孝典君	小西 洋之君
小林 正夫君	古賀 之士君
斎藤 嘉隆君	櫻井 充君
芝 博一君	榛葉賀津也君
杉尾 秀哉君	田名部匡代君
徳永 エリ君	那谷屋正義君
長浜 博行君	難波 奨二君
野田 国義君	羽田雄一郎君
白 眞勲君	鉢呂 吉雄君
浜口 誠君	浜野 喜史君
藤田 幸久君	舟山 康江君
真山 勇一君	牧山ひろえ君
増子 輝彦君	宮沢 由佳君
森本 真治君	矢田わか子君
柳田 稔君	吉川 沙織君
井上 哲士君	市田 忠義君
岩淵 友君	紙 智子君
吉良よし子君	倉林 明子君
小池 晃君	田村 智子君
大門実紀史君	武田 良介君
辰巳孝太郎君	仁比 聡平君
山下 芳生君	山添 拓君
青木 愛君	木戸口英司君
福島みずほ君	又市 征治君
森 ゆうこ君	山本 太郎君
有田 芳生君	江崎 孝君
風間 直樹君	川田 龍平君

日程第一 株式会社東日本大震災事業者再生支援
機構法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

賛成者氏名

二三四名

福山 哲郎君	蓮 舫君
行田 邦子君	中山 恭子君
松沢 成文君	伊波 洋一君
糸数 慶子君	郡司 彰君
足立 敏之君	阿達 雅志君
愛知 治郎君	青木 一彦君
青山 繁晴君	赤池 誠章君
朝日健太郎君	有村 治子君
井上 義行君	井原 巧君
石井 準一君	石井 浩郎君
石井 正弘君	石井みどり君
石田 昌宏君	磯崎 仁彦君
磯崎 陽輔君	猪口 邦子君
今井絵理子君	岩井 茂樹君
宇都 隆史君	上野 通子君
江島 潔君	衛藤 晟一君
小川 克巳君	小野田紀美君
尾辻 秀久君	大家 敏志君
大沼みずほ君	大野 泰正君
太田 房江君	岡田 直樹君
岡田 広君	片山さつき君
金子原二郎君	木村 義雄君
北村 経夫君	こやり隆史君
古賀友一郎君	上月 良祐君
佐藤 啓君	佐藤 信秋君
佐藤 正久君	酒井 庸行君
山東 昭子君	自見はなこ君
島田 三郎君	島村 大君
進藤金日子君	末松 信介君

世耕 弘成君	関口 昌一君
そのだ修光君	高階恵美子君
高野光二郎君	高橋 克法君
滝沢 求君	滝波 宏文君
武見 敬三君	柘植 芳文君
塚田 一郎君	鶴保 庸介君
堂故 茂君	徳茂 雅之君
豊田 俊郎君	中泉 松司君
中川 雅治君	中曾根弘文君
中西 健治君	中西 哲君
中西 祐介君	中野 正志君
長峯 誠君	二之湯 智君
二之湯武史君	西田 昌司君
野上浩太郎君	野村 哲郎君
羽生田 俊君	長谷川 岳君
馬場 成志君	橋本 聖子君
林 芳正君	平野 達男君
福岡 資麿君	藤井 基之君
藤川 政人君	藤木 眞也君
古川 俊治君	舞立 昇治君
牧野たかお君	松川 るい君
松下 新平君	松村 祥史君
松山 政司君	丸川 珠代君
丸山 和也君	三木 亨君
三原じゅん子君	三宅 伸吾君
水落 敏栄君	溝手 顕正君
宮沢 洋一君	宮島 喜文君
宮本 周司君	森 まさこ君
森屋 宏君	柳本 卓治君
山崎 正昭君	山下 雄平君
山田 修路君	山田 俊男君
山田 宏君	山谷えり子君
山本 一太君	山本 順三君

吉川ゆうみ君	吉田 博美君
和田 政宗君	渡辺 猛之君
渡辺美知太郎君	渡邊 美樹君
足立 信也君	相原久美子君
伊藤 孝恵君	石上 俊雄君
石橋 通宏君	磯崎 哲史君
小川 敏夫君	大島九州男君
大塚 耕平君	神本美恵子君
川合 孝典君	小西 洋之君
小林 正夫君	古賀 之士君
斎藤 嘉隆君	櫻井 充君
芝 博一君	榛葉賀津也君
杉尾 秀哉君	田名部匡代君
徳永 エリ君	那谷屋正義君
長浜 博行君	難波 奨二君
野田 国義君	羽田雄一郎君
白 眞勲君	鉢呂 吉雄君
浜口 誠君	浜野 喜史君
藤田 幸久君	舟山 康江君
真山 勇一君	牧山ひろえ君
増子 輝彦君	宮沢 由佳君
森本 真治君	矢田わか子君
柳田 稔君	吉川 沙織君
秋野 公造君	伊藤 孝江君
石川 博崇君	魚住裕一郎君
河野 義博君	熊野 正士君
佐々木さやか君	里見 隆治君
杉 久武君	高瀬 弘美君
竹内 真二君	竹谷とし子君
谷合 正明君	新妻 秀規君
西田 実仁君	浜田 昌良君
平木 大作君	三浦 信祐君
宮崎 勝君	矢倉 克夫君

日朝交渉に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成三十年一月二十二日

有田 芳生

参議院議長 伊達 忠一殿

日朝交渉に関する質問主意書

北朝鮮による核・ミサイル問題が国際問題化するなかで、いまだ拉致問題解決への進展がみえていない局面にあります。こうした状況の下での日本政府の対応について質問します。

一 安倍首相をはじめとする政府関係者は、北朝鮮との交渉について「対話のための対話では意味がない」(安倍首相。平成二十九年四月十七日の衆議院決算行政監視委員会)旨の発言を繰り返しています。政府は「対話のための対話」をどのような定義で使っているのかお示しください。

二 政府はこれまで北朝鮮との交渉を公式、非公式に行ってきました。北朝鮮との交渉が「対話のための対話」かどうかを決めるのは、成果があるかどうかなのですか。たとえば平成十四年の小泉純一郎首相と金正日国防委員長(肩書きはいずれも当時)との会談の実現に至る過程における北朝鮮との交渉は、「対話のための対話」ではなかったということですか。成果があるかどうかは対話の結論から明らかになることです。たとえば、平成二十六年のストックホルム合意以降の日朝交渉は、成果がありませんでした。その事実からすれば、ストックホルム合意

以降の日朝交渉は「意味がない」「対話のための対話」だったのですか。政府の見解をお示しください。

三 「拉致問題は安倍内閣で解決するとの強い覚悟」を安倍首相は何度も語ってきました。政府は膠着したままの拉致問題を解決するためにどのような展望を持っているのですか。具体的な道筋を高齢化した拉致被害者家族にもわかるようにお示しください。

四 政府は北朝鮮がストックホルム合意に基づいて行った、拉致問題をはじめとする日本人に関する全ての問題についての特別調査委員会の調査報告書を受け取る用意がありますか。受け取る用意がないのならその理由は何ですか。これもまた高齢化した拉致被害者家族にもわかるようにお示しください。

右質問する。

平成三十年一月三十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 伊達 忠一殿

参議院議員有田芳生君提出日朝交渉に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員有田芳生君提出日朝交渉に関する質問に対する答弁書

一から四までについて

お尋ねの「対話のための対話」については、その意味するところは文脈等にもよるものであるため、一概にお答えすることは困難である。また、政府としては、御指摘のいわゆる「ス

トックホルム合意」に基づき、日本人に関する全ての問題の解決に向け全力を尽くしている。これ以上の詳細については、今後の対応に支障を来すおそれがあることから、お答えは差し控えた。

日本の沿岸に漂着した漁船等に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成三十年一月二十二日

有田 芳生

参議院議長 伊達 忠一殿

日本の沿岸に漂着した漁船等に関する質問主意書

日本の沿岸に漂着した漁船等(以下「漁船等」とする)について、とくに平成二十九年は例年になく多くの報道がありました。漁船等の乗組員が日本に上陸したり、漁船等とともに遺体が発見されたりしたため、さまざまな憶測とともに国民のあいだにも不安が広がっています。この問題について政府の認識を質問します。

一 政府は、漁船等の件数を把握していますか。平成二十九年までの五年間の件数を年別にお示しください。

二 政府は、漁船等がどこの船籍のものだと認識していますか。また、漁船等のうち北朝鮮を出港して日本に漂着したと判断できるものがあるなら、そう判断した根拠を具体的にお示しください。

反対者氏名

山本 太郎君

一名

三 政府は、漁船等が海上に出た目的を認識して
いますか。

四 政府は昨年、漁船等の乗組員から、海上に出
た目的、遭難した際の状況などの聞き取り調査
を行いましたか。聞き取り調査を行っていない
ならその理由をお示しください。

五 政府は、平成二十九年までの五年間で漁船等
やその乗組員及び漁船等とともに発見された遺
体のなかに、北朝鮮の工作船や工作員であると
判断できる形跡を確認したことがありましたか。
もし確認したことがあったら具体的にどの
んな形跡があったのかをお示しください。

六 政府は、日本の排他的経済水域である大和堆
で違法操業を行っている北朝鮮籍と見られる漁
船について、北朝鮮政府に対して違法操業を中
止するよう申し入れを行いましたか。行ってい
るなら、いつ、どんな方法で、どんな内容の申
し入れを行ったかをお示しください。行ってい
ないなら、その理由をお示しください。

七 政府は、漁船等とともに発見された遺体は何
人と認識していますか。平成二十九年までの五
年間の人数を年別にお示しください。また、そ
の遺体はどのように処理されたと認識していま
すか。遺骨になつていいるなら、それはどこに保
管されているのですか。さらに、北朝鮮籍と見
られる漁船等とともに発見され、遭難により亡
くなつたと確認できた遺体は何人ですか。その
遺骨を北朝鮮に返還する用意がありますか。返
還する用意がないならその理由をお示しくださ
い。

右質問する。

平成三十年一月三十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 伊達 忠一殿

参議院議員有田芳生君提出日本の沿岸に漂着し
た漁船等に関する質問に対し、別紙答弁書を送
付する。

参議院議員有田芳生君提出日本の沿岸に漂
着した漁船等に関する質問に対する答弁書
から四までについて

お尋ねの「漁船等」の意味するところが必ずし
も明らかではないが、海上保安庁が、平成二十
五年から平成二十九年までの間に、朝鮮半島か
らのものと思われる漂流・漂着木造船等を確認
した件数は、平成二十五年が八十件、平成二十
六年が六十五件、平成二十七年が四十五件、平
成二十八年が六十六件、平成二十九年が百四件
である。同庁等は、平成二十九年に、朝鮮半島
からのものと思われる漂流・漂着木造船等につ
いて、お尋ねの「海上に出た目的、遭難した際
の状況」をその生存している船長等から聴取し
ており、それらの船長等は、いずれも、当該漂
流・漂着木造船等は北朝鮮からのものであり、
漁業のために北朝鮮を出港した旨述べている。
五について

お尋ねの「漁船等」の意味するところが必ずし
も明らかではないが、平成二十五年から平成二
十九年までの間に、海上保安庁が確認した朝鮮
半島からのものと思われる漂流・漂着木造船等
や当該漂流・漂着木造船等から発見した遺体か

らは、お尋ねの「北朝鮮の工作船や工作員であ
ると判断できる形跡」は確認していない。

六について

お尋ねの「違法操業」について、在中華人民共
和国日本国大使館を通じて、北朝鮮側に対して
嚴重に抗議を行っているところである。これ以
上の詳細については、今後の対応に支障を来す
おそれがあることから、お答えを差し控えた
い。

七について

お尋ねの「漁船等」及び「遭難により亡くなつ
た」の意味するところが必ずしも明らかではな
いが、海上保安庁が、平成二十五年から平成二
十九年までの間に、朝鮮半島からのものと思わ
れる漂流・漂着木造船等から発見した遺体は、
平成二十五年が四体、平成二十六年が零体、平
成二十七年が二十七体、平成二十八年が十一
体、平成二十九年が三十五体である。これらの
遺体については、一般に、市町村において対応
されているものと承知している。

ストックホルム合意における「日本人に関す
る全ての問題」に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提
出する。

平成三十年一月二十二日

有田 芳生

参議院議長 伊達 忠一殿

ストックホルム合意における「日本人に関
する全ての問題」に関する質問主意書

政府は、ストックホルム合意に基づき、拉致問
題をはじめとする日本人に関する全ての問題の解
決に向け全力を尽くしていることを繰り返し明ら
かにしています。ところが、その「日本人に関す
る全ての問題」が具体的に説明されていないの
で、ここに質問いたします。

一 政府は「北朝鮮における残留日本人問題（概
要）」と題する文書において、「（４）厚生省は、
昭和三十五年一月一日現在で、北朝鮮地域に最
終消息のある残留日本人の名簿（第一回名簿…
百四十名分、第二回名簿…八百七十一名分）を
作成し、日本赤十字社を通じて北朝鮮赤十字会
に手交し、その安否調査を依頼した」と記述し
ています。政府は、現時点で北朝鮮における残
留日本人は何人生存していると認識しています
か。また、その生存者数は、いつ、どこで、誰
に、どのようにして確認したのかも明らかにし
て下さい。

二 平成二十九年十一月十七日付けで私が提出し
た「いわゆる日本人配偶者」に関する質問主意
書（第百九十五回国会質問第一六号）に対する
答弁（内閣参質一九五第一六号）において、政府
は、「昭和三十四年十二月から昭和五十九年七
月までの間に実施された北朝鮮への帰還事業に
おいて、北朝鮮に渡った日本人の総数は、六千
八百三十六人であり、そのうち女性は四千五百
十九人であったと把握している」と明らかにし
ています。

ところが、昭和五十五年五月七日の衆議院法

務委員会において、政府は「日本国籍のまま北朝鮮に渡った方の総数は男女合計で六千六百七十一名、そのうち女性は一四八十二名」であったとしています。

平成二十九年十一月と昭和五十五年の答弁で、北朝鮮に渡った日本人の数に相違が生まれた原因を明らかにして下さい。

三 平成二十八年十月付けの外務省北東アジア課による「北朝鮮における日本人遺骨問題(概要)」と題する文書には、残存遺骨の概数は二万一千六百柱とあります。この概数は、平成二十六年五月のいわゆるストックホルム合意以降、北朝鮮側に確認したものなのか、また、この概数は、いつの時点でのものなのか、どのような方法で確認したのかも明らかにして下さい。

四 政府は平成三十年一月一日現在における「北朝鮮による拉致の可能性を排除できない行方不明者」の総数は何人と認識していますか。また、男女別ではそれぞれ何人かもお示し下さい。

政府は、「北朝鮮による拉致の可能性を排除できない行方不明者」の名簿を北朝鮮側に渡して確認を依頼したことはありませんか。また、この行方不明者の数に変動があった場合、北朝鮮側に連絡しているのですか。

五 平成二十九年三月十日付けで中山恭子参議院議員が提出した「政府の拉致被害者救出に向けた施策に関する質問主意書」(第百九十三回国会質問第五〇号)に対する答弁(内閣参質一九三第三五〇号)の「一及び二について」において、政府

は「安倍内閣としては、北朝鮮による拉致問題は我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題であり、政府の最重要課題の一つと位置付け、全ての拉致被害者の一刻も早い帰国の実現等に向けて最優先で取り組んでいるところである」としています。

政府はこの答弁において、拉致問題は北朝鮮による核・ミサイル問題よりも最優先で取り組むべき課題だと言っているのですか。また、北朝鮮による拉致、核、ミサイルといった諸懸案の中で、現時点で最優先に取り組むべき課題はどれだと認識していますか。

右質問する。

平成三十年一月三十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 伊達 忠一殿

参議院議員有田芳生君提出ストックホルム合意における「日本人に関する全ての問題」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員有田芳生君提出ストックホルム合意における「日本人に関する全ての問題」に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、事実関係を直接確認する手段がないことから、お答えすることは困難である。

二について

お尋ねについては、北朝鮮への帰還事業が昭

和五十九年七月まで実施されたことによるものである。

三について

お尋ねの「北朝鮮側に確認したものなのか」については、今後の対応に支障を来すおそれがあることから、お答えは差し控えたい。また、お尋ねの「どのような方法で確認した」の意味するところが必ずしも明らかではないが、お尋ねの「この概数」については、「援護五十年史」(厚生省社会・援護局援護五十年史編集委員会監修)の付表「遺骨収集等地域別実施概況」によれば、平成八年三月三十一日現在で、「戦没者概数」が三万四千六百八人、「遺骨送還概数」が一萬三千柱であることによるものである。

四について

平成三十年一月一日現在、北朝鮮による拉致の可能性を排除できない者の数は、八百八十三名であり、そのうち男性が六百四十三名、女性が二百四十名である。「名簿を北朝鮮側に渡して確認を依頼したことはありませんか」及び「北朝鮮側に連絡しているのですか」とのお尋ねについては、今後の対応に支障を来すおそれがあることから、お答えは差し控えたい。

五について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、北朝鮮との関係に関する政府の方針は、日朝平壤宣言に基づき、拉致、核、ミサイルといった諸懸案を包括的に解決し、国交正常化を実現していくというものである。

働き方改革関連法案に関する質問主意書 右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成三十年一月二十二日

吉川 沙織

参議院議長 伊達 忠一殿

働き方改革関連法案に関する質問主意書

厚生労働大臣が労働政策審議会に諮問した法律案要綱においても明らかにように、政府が提出を予定している「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案」(以下「働き方改革関連法案」という。)は、第百八十九回国会に提出された労働基準法等の一部を改正する法律案(第百八十九回国会閣法第六九号。以下「労働基準法等一部改正案」という。)及び時間外労働の上限規制に関する法律案の一括化を含む、趣旨・内容の異なる八本の法律の改正案を束ねて改正しようとするものである。束ね法案については、これまで第百九十回国会質問第三三三号、第百九十回国会質問第四九号、第百九十回国会質問第七九号等において問題点を指摘してきたが、働き方改革関連法案における一括化、ならびに法案の束ね方にも同様の問題があり、看過できない。このため、第百九十四回国会において「働き方改革関連法案に関する質問主意書」(第百九十四回国会質問第一九号)を提出し、政府の見解を質したが、これに対する答弁(内閣参質一九四第一九号)は、ほぼ内容のない不誠実なものであったと言わざるを得ない。

そこで、以下改めて質問する。

一 労働基準法等一部改正案は衆議院解散のため第百九十四回国会で廃案となったが、廃案となるまで審議入りされることもなく、継続とされてきた。この理由をどのように分析し、認識しているか。

二 内閣が、提出してから一年以上審議入りできないまま継続とされてきた法律案を撤回した上で、当該法律案には規定されていなかった、当該法律案の趣旨・目的とは異なる改正内容を加えて、新たな法律案として国会に提出した例は過去にあるか。例があれば具体的に示されたい。

三 内閣が、提出してから一年以上審議入りできないまま審議未了となった法律案に、当該法律案には規定されていなかった、当該法律案の趣旨・目的とは異なる改正内容を加えて、新たな法律案として国会に提出した例は過去にあるか。例があれば具体的に示されたい。

四 労働基準法等一部改正案は、高度プロフェッショナル制度の創設や裁量労働制の拡大を含んでおり、長時間労働を助長する懸念があった。一方、働き方改革実行計画において示された時間外労働の上限規制は、長時間労働の是正を目的とするものであり、労働基準法等一部改正案とは政策の方向性が全く異なる。

法案の趣旨・目的が一つであると認められるときは、一つの改正法案として提案することができるとしてきたこれまでの政府答弁に鑑みれば、趣旨・目的が相反する内容の改正は、別個の法案として国会に提出すべきではないか。

これらを別個の法案とはせず、労働政策審議会に諮問した働き方改革関連法案の法律案

要綱(以下「働き方改革関連法案要綱」という。)において、同一の法案として規定した理由を示されたい。

五 高度プロフェッショナル制度の創設や裁量労働制の拡大と、時間外労働の上限規制の問題は、労働政策審議会における労働者代表委員の意見にも見られるように賛否が分かれる内容であり、これらを一括して法案化することは、国会議員の表決権を侵害するものではないか。

これらを別個の法案とはせず、働き方改革関連法案要綱において、同一の法案として規定した理由を示されたい。

六 労働時間に関する制度の見直しと同一賃金同一労働の実現に向けた非正規雇用労働者の不合理な待遇差の解消は、依拠する法律も論点も全く異なるものであり、本来別個の法案として国会に提出すべきではないか。

これらを別個の法案とはせず、働き方改革関連法案要綱において、同一の法案として規定した理由を示されたい。

七 働き方改革関連法案要綱に、じん肺法の一部改正が入った経緯及び理由を具体的に示されたい。

右質問する。

平成三十年一月三十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 伊達 忠一殿

参議院議員吉川沙織君提出働き方改革関連法案に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員吉川沙織君提出働き方改革関連法案に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、国会における審議に関することであり、政府としてお答えする立場にない。

二及び三について

御質問の「当該法律案には規定されていなかった、当該法律案の趣旨・目的とは異なる改正内容を加えて、新たな法律案として国会に提出した」の意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。

四から七までについて

働き方改革を推進するための関係法律の改正については、現在検討中であることから、お尋ねについてお答えすることは困難である。

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	
二番五号 独立行政法人国立印刷局	〒一〇五―八四四五 東京都港区虎ノ門二丁目
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
（本体）	本号一部
一一〇円	一一八円